

<車種規制適合車等の使用に係る運送契約記載例>

第 条 乙（乙の下請業者を含む。）は、自動車の使用にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。

【参考】

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」

（車種規制適合車等の使用義務）

第40条の15 対策地域^(※)を発地又は着地として対象自動車^(※)の運行を行う者は、車種規制適合車等を使用しなければならない。ただし、災害等が発生したときその他規則で定めるときは、この限りでない。

(※) 「対象自動車」については、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の14第1項に規定されています。

また、「対策地域」については、同条第2項に規定されています。